

令和9年度奈良県立高等学校入学者 二次選抜実施要項

令和9年度奈良県立高等学校入学者二次選抜については、この要項に基づいて実施します。

1 二次選抜の実施

二次選抜は、一次選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）において実施します。

2 応募資格

応募資格は、「一次選抜実施要項」の1 応募資格(1)に準じます。

3 募集人員

募集人員は、令和9年3月8日（月）に発表します。

4 出願の制限

- (1) 出願は、1校1学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。
- (2) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願できません。
- (3) 出願後、志願の取消しはできません。
- (4) 公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考に合格した者は、出願できません。
- (5) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（「県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領」の6参照）が必要です。
- (6) 奈良県公立高等学校入学者一次選抜又はインクルーシブ教育推進特別選抜を受検していない者は、出願できません。ただし、一次選抜又はインクルーシブ教育推進特別選抜における追検査申請者は、出願できます。
- (7) 奈良県外から奈良県十津川村に移住し、奈良県立十津川高等学校総合学科での学習を希望する者は、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式14）に必要な書類を添え、令和9年3月10日（水）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得る必要があります。ただし、他の都道府県の一般選抜等を受検している者に限ります。
なお、保護者の奈良県への転居は必要ありません。
- (8) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (9) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のとおりです。
令和9年3月9日（火）午前9時 から 令和9年3月10日（水）午後4時 まで
- (2) 志願者は、出願受付期間内にWeb出願システムにより、志願する高等学校長へ出願してください。
- (3) Web出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。中学校長の承認後、志願者はWeb出願システムで速やかに入学

考查料を納入してください。

- (4) 志願者は、入学考查料として、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円をクレジットカード又はPayPay(ペイペイ)によるオンライン決済、銀行振込のいずれかで納入してください。銀行振込の場合、入学考查料の他に別途手数料が必要となります。
- (5) 出願手続が完了すると受検票が発行されます。志願者は、ダウンロードして、A4判普通紙(白)にモノクロ(白黒)又はカラーで印刷してください。
- (6) 納入された入学考查料の返還は行いません。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、「一次選抜実施要項」の6 調査書等の提出(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、令和9年3月10日(水)午後4時までに到着のものに限ります。

提出期間

令和9年3月9日(火)午前9時 から 令和9年3月10日(水)午後4時 まで

提出書類

ア 調査書(様式1)

イ 副申書(様式3) (「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」の1 調査書(5)キに該当する出願者についてのみ必要)

7 検 査

検査は、実施しません。

8 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。
- (2) 高等学校長は、次の資料Ⅰから資料Ⅲに基づいて選抜を行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

学習成績の合計点(144点満点)又は加重配点をした後の学習成績の合計点

資料Ⅱ： 一次選抜の国語、数学及び英語の学力検査の得点又はインクルーシブ教育推進特別選抜の一次選抜に準じて実施する検査の得点(一次選抜及びインクルーシブ教育推進特別選抜における追検査対象者は国語、数学及び英語の追検査の得点)

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

- (3) 高等学校長は、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に合否の判定を行ってください。
 - ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。
 - イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。
- (4) 高等学校において順位を付けて2(3)学科(コース)まで志願することができる学科(コース)及び第1志望を優先して合否を判定する割合については、「入学者選抜概要」に

示すとおりです。

- (5) 各高等学校における選抜資料の取扱いの詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

9 合 格 発 表

令和9年3月12日（金）正午に、Web出願システムにより本人に通知します。

10 そ の 他

- (1) 合格した場合は、必ず入学するものとします。
- (2) **4出願の制限** (7)に該当する志願者は、「**県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領**」の7 (1)により、事前に資料請求の手続をしてください。
- (3) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合、出願までに高校教育課長に申し出てください。
- (4) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。
- (5) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。